

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月11日
【届出者の名称】	キリンホールディングス株式会社
【届出者の所在地】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03(6837)7015
【事務連絡者氏名】	グループコーポレートコミュニケーション担当 ディレクター 藤原 哲也
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	キリンホールディングス株式会社 (東京都中野区中野四丁目10番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

(注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、キリンホールディングス株式会社を指します。

(注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けを指します。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様に対する利益還元の充実を経営における最重要課題の一つと考えており、明治40年の創立以来、毎期欠かさず配当を継続してまいりました。「2013年-2015年中期経営計画」の財務方針では、平準化E P S（注）に対する連結配当性向30%を目処に配当を行うこととし、平準化E P Sの成長に応じて株主の皆様に対する利益還元の充実を図ることとしております。

また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするもので、これまで、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

このような状況の下、当社の第5位株主（平成25年12月31日現在）である株式会社磯野商会（本書提出日現在の保有株式数20,772,808株。平成26年3月11日現在の発行済株式総数（965,000,000株）に対する割合2.15%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の計算において、以下同じとします。））。以下「磯野商会」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部である15,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして1.63%）について売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、磯野商会は未公開企業であり、現状、当社と磯野商会との間に人的・事業上の関係はございません。

当社は、磯野商会の意向を踏まえ平成26年1月より具体的に検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することが、当社の平準化E P S等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながる判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、平成25年12月31日時点で当社は、現金及び預金を合計1,137億円（連結ベース）保有している点を勘案すれば、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、磯野商会以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から17,350,000株（発行済株式総数に対する割合にして1.80%）を上限としております。

また、買付け価格の決定に際しては、当社は、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年3月7日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントとなる価格を買付け価格とすることを、平成26年2月中旬に磯野商会に提案いたしました。その結果、磯野商会より上記条件にてその保有する当社普通株式15,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして1.63%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成26年3月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、下記「3 株主総会又は取締役会の決議等の内容等」の「(3) 取締役会における決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格は、平成26年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,369円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウント率を適用した1,232円（円未満切捨て）とすることを決議しました。

なお、磯野商会からは、本公開買付けに応募しない当社普通株式5,000,000株（発行済株式総数に対する割合にして0.52%）については、当面は保有する意向であると伺っております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

(注) 平準化EPSとは、特別損益等の非経常項目を除外し、より実質的な収益力を反映させるための調整を行った当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

965,000,000株（平成26年3月11日現在）

(注) 当社は平成26年2月13日に「単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」を発表しており、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中である平成26年4月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定しております。

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	17,350,100	21,375,323,200

- (注1) 取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は1.80%（小数点以下第三位を四捨五入）です。
 (注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された下記（注4）の期間中に当社が取得する株式の総数の上限株数です。
 (注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された下記（注4）の期間中に当社が取得する株式の取得価額の総額の上限金額です。
 (注4) 当該取締役会決議に基づき当社普通株式を取得することができる期間は平成26年3月11日から平成26年5月30日までです。

(4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成26年3月11日（火曜日）から平成26年4月10日（木曜日）まで（22営業日）
公告日	平成26年3月11日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2) 【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金1,232円
算定の基礎	<p>当社は本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年3月10日の前営業日（同年3月7日）の当社普通株式の終値1,389円、同年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,369円（円未満四捨五入）、及び同年3月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,431円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>本公開買付けの具体的な条件については、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年3月7日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,369円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウントとなる1,232円（円未満切捨て）を本公開買付価格とすることを磯野商会と3月上旬に合意し、同社より上記条件にてその保有する当社普通株式15,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして1.63%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、平成26年3月10日開催の取締役会において、上記「3 株主総会又は取締役会の決議等の内容等」の「(3) 取締役会における決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、平成26年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,369円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウント率を適用した1,232円（円未満切捨て）とすることを決議しました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1,232円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年3月10日の前営業日（同年3月7日）の当社普通株式の終値1,389円から11.30%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,369円（円未満四捨五入）から10.01%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年3月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,431円（円未満四捨五入）から13.91%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格である1,232円は本書提出日の前営業日（平成26年3月10日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,388円に対して11.24%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯	<p>当社は、株主の皆様に対する利益還元の充実を経営における最重要課題の一つと考えており、明治40年の創立以来、毎期欠かさず配当を継続してまいりました。「2013年-2015年中期経営計画」の財務方針では、平準化EPSに対する連結配当性向30%を目処に配当を行うこととし、平準化EPSの成長に応じて株主の皆様に対する利益還元の実現を図ることとしております。</p> <p>また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするもので、これまで、株主の皆様に対する利益還元の実現を図るため、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。</p> <p>このような状況の下、当社の第5位株主（平成25年12月31日現在）である磯野商会（本書提出日現在の保有株式数20,772,808株。平成26年3月11日現在の発行済株式総数（965,000,000株）に対する割合2.15%（小数点以下第三位を四捨五入）。）より、その保有する当社普通株式の一部である15,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして1.63%）について売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、磯野商会は未公開企業であり、現状、当社と磯野商会との間に人的・事業上の関係はございません。</p> <p>当社は、磯野商会の意向を踏まえ平成26年1月より具体的に検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することが、当社の平準化EPS等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながる判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、平成25年12月31日現在で当社は、現金及び預金を合計1,137億円（連結ベース）保有している点を勘案すれば、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、磯野商会以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から17,350,000株（発行済株式総数に対する割合にして1.80%）を上限としております。</p> <p>また、買付け価格の決定に際しては、当社は、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年3月7日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントとなる価格とすることを、平成26年2月中旬に磯野商会に提案いたしました。その結果、磯野商会より上記条件にてその保有する当社普通株式15,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして1.63%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。</p> <p>その結果、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年3月10日の前営業日（同年3月7日）の当社普通株式の終値1,389円から11.30%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,369円（円未満四捨五入）から10.01%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年3月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,431円（円未満四捨五入）から13.91%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額となる1,232円（円未満切捨て）を本公開買付け価格とすることを平成26年3月10日開催の取締役会において決議いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	17,350,000 (株)	(株)	17,350,000 (株)
合計	17,350,000 (株)	(株)	17,350,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(17,350,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(17,350,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。なお、当社は平成26年2月13日に「単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」を公表しており、公開買付け期間中である平成26年4月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定しております。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注2）

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。（注2）

外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含まれます。）を指します。以下同じです。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成26年4月10日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成26年5月2日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。（注2）

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じますが、但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	21,375,200,000
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	2,300,000
合計(a) + (b) + (c)	21,407,500,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(17,350,000株)に1株当たりの買付価格(1,232円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますがその額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	22,000,000,000
	計	22,000,000,000

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成26年5月7日（水曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主の場合

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうち、その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成26年4月10日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成26年5月2日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（17,350,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数（17,350,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注） 当社は平成26年2月13日に「単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」を公表しており、公開買付期間中である平成26年4月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定しております。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社の第5位株主（平成25年12月31日現在）である磯野商会は、本書提出日現在、当社普通株式20,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして2.15%）を保有しておりますが、同社より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式15,772,808株（発行済株式総数に対する割合にして1.63%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。また、磯野商会からは、本公開買付けに応募しない当社普通株式5,000,000株（発行済株式総数に対する割合にして0.52%）については、当面は保有する意向であると伺っております。

当社は、平成26年2月13日に「平成25年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成25年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

（イ）損益の状況（連結）

決算年月	平成25年12月期（第175期）
売上高	2,254,585百万円
売上原価	1,287,590百万円
販売費及び一般管理費	824,177百万円
営業外収益	16,555百万円
営業外費用	27,239百万円
当期純利益	85,656百万円

（ロ）1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成25年12月期（第175期）
1株当たり当期純利益	90円76銭
1株当たり配当額	36円00銭
1株当たり純資産額	1,157円66銭

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	平成25年 9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
月別							
最高株価(円)	1,460	1,502	1,594	1,585	1,517	1,437	1,398
最低株価(円)	1,354	1,343	1,417	1,482	1,361	1,290	1,335

(注) 平成26年3月については、3月10日までのものです。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第173期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)平成24年3月29日関東財務局長に提出
事業年度 第174期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)平成25年3月28日関東財務局長に提出
なお、当社は、公開買付期間中の平成26年3月27日に第175期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定です。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第175期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月8日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

麒麟ホールディングス株式会社

(東京都中野区中野四丁目10番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)